

交通安全情報

令和2年12月21日

第71号

静岡県警察本部 交通企画課

歩行者のマナーアップ。

「しずおか・安全横断3つの柱」^{みつ はしら} **大人も!**

いち

1の柱

手を上げるなどして運転手に道路を渡りたいことを伝えよう。

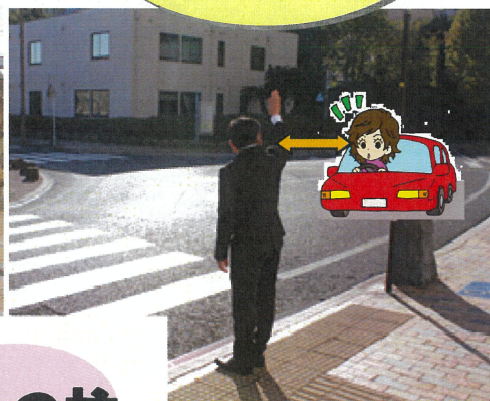
「手を上げる」



「手を差し出す」



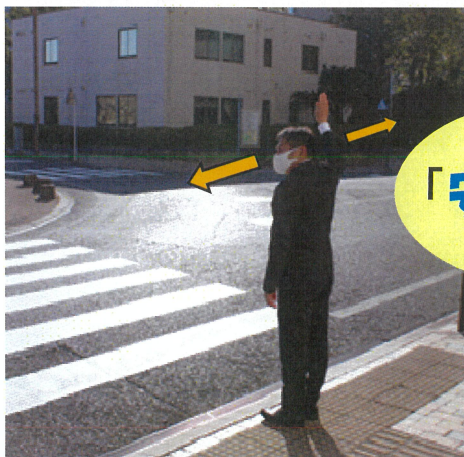
「運転手に顔を向け、意思表示」



に

2の柱

安全確認をして道路を渡ろう。



さん

3の柱

渡っている時も周りをよく見よう。



「安全確認」

1 の柱

交差点では、周りに気を付けよう！



2 の柱

一時停止場所では、しっかり停まろう！



3 の柱

急がず、ゆっくり走ろう！



しずおか 自転車事故防止 3つの柱+1 (プラスワン)

高齢者の方への+1(プラスワン)

アシスト自転車の特性(加速・車重)
を理解しよう！





交通安全トラの巻

～安全をつなげて広げて 事故ゼロへ～

発行 県民生活局 くらし交通安全課
(電話 054 - 221 - 2104)

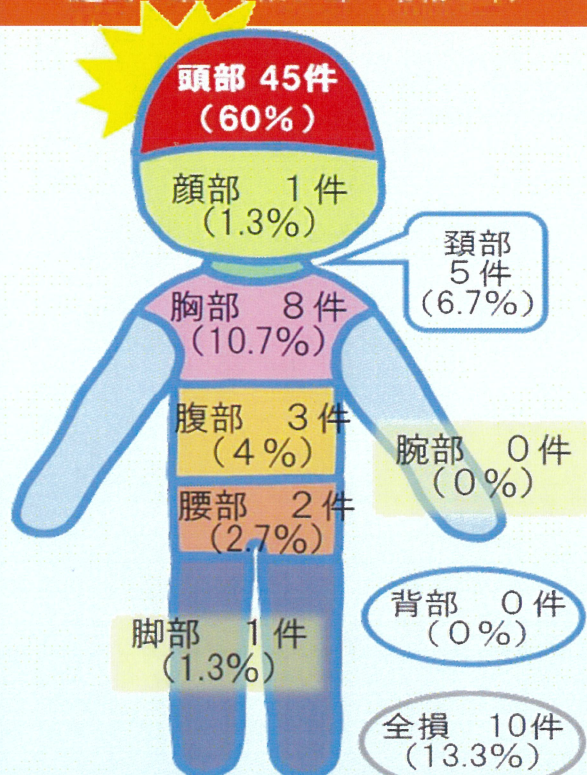
道路交通法改正により 令和5年春までに

自転車利用時の ヘルメット着用が 「努力義務化」に！



令和5年4月26日までに、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されます。

自転車事故死者の人身損傷部位
(過去5年・平成29年～令和3年)



※ 全損（致命傷が複数）

※ 窒息・溺死等6件を除く 【出典:警察本部】

自転車事故で亡くなられた方の致命傷となった部位は、頭部が6割を占めています。

ヘルメットは、転倒した場合などに頭部への衝撃を軽減する効果がありますよ。



令和4年4月27日に成立した改正道路交通法により、全ての自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務となり、1年以内に施行となります。

大切な命を守るため、ヘルメットを着用しましょう！